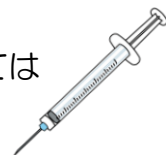


治療により過去に接種した定期予防接種の 免疫が消失した方および保護者の方へ

定期予防接種の再接種費用を助成します

浜田市では、骨髄移植等の治療により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫効果が消失した方の再接種費用を一部または全額助成します。

この予防接種は被接種者及び保護者の意思に基づく任意予防接種です。接種については医師と相談のうえ、実施してください。



助成対象者

以下のいずれにも該当する方が対象です

- (1) 治療によりすでに受けた定期予防接種の免疫効果が消失し、医師に再接種が必要と認められた方
- (2) 認定申請の日および再接種の日には浜田市に住民票のある方
- (3) 再接種の日には20歳未満の方

助成対象予防接種

医師に再接種が必要と認められて受けた、定期予防接種の再接種

- * 令和3年4月1日以降に受けたものに限りです。
- * 一部のワクチンには年齢制限があります。接種スケジュールは医師と相談して接種をすすめてください。
- * 過去に受けたことのない予防接種については、本事業の対象外です。疾患のため規定の期間に受けられなかった予防接種は、特例的に期間が過ぎても接種できる制度があります。

助成金額

全額

(ただし、市が定める上限額を上回った場合は上限額までの助成となります)

申請／お問い合わせ先

浜田市 健康医療対策課	☎25-9311	子ども・子育て支援課	☎22-1253
金城支所 市民福祉課	☎42-1235	旭支所 市民福祉課	☎45-1435
弥栄支所 市民福祉課	☎48-2656	三隅支所 市民福祉課	☎32-2806

申請方法は裏面をご覧ください。

申請方法

再接種後、市に接種費用を請求する償還払い方式となります。

① 浜田市へ認定申請をする

表面に記載している申請先に再接種を受ける必要がある理由、接種予定の予防接種の種類などがわかる下記の書類を提出して、本事業の助成対象の認定を受けます。

【必要書類】

- ・ 定期予防接種再接種費助成金認定申請書（様式第 1 号）
- ・ 定期予防接種再接種費助成金認定に係る医師意見書（様式第 2 号）
- ・ 母子健康手帳など、定期予防接種を受けたことが分かる書類のコピー

② 浜田市から認定を受け、再接種を行う

浜田市は申請内容を審査し、認定審査結果をお送りします。対象者として認定された方は医療機関で再接種を受けてください。

医療機関で再接種をした時に、一度 医療機関で全額費用を支払ってください。

領収書や明細書は、後の請求時に必要になりますので必ずもらってください。

* **母子健康手帳は再接種の記録に必要ですので、必ず医療機関へお持ちください。**

* 浜田市の認定は、あくまで本事業の助成対象に該当するかの認定であって、再接種自体を妨げるものではありません。本事業の助成対象に該当しなかった予防接種は医師と相談のうえ、接種していただいてもかまいません。

③ 浜田市へ再接種費用の請求を行う

再接種をした日から 1 年以内に、表面に記載している申請先に再接種費用の請求を行います。浜田市は請求内容を審査し、助成金を口座振替にてお支払いします。

【必要書類】

- ・ 定期予防接種再接種費助成金交付申請書兼請求書（様式第 4 号）
- ・ 医療機関が発行した領収書（原本）
 - * 予防接種を受けた年月日、医療機関名、予防接種ごとの金額がわかるもの（領収書+明細書など）
- ・ 母子健康手帳や接種済証など、再接種を受けたことが分かる書類のコピー
- ・ 通帳など、助成金の振込先がわかるもののコピー

* **再接種費用の請求は、再接種するたびに都度 または複数回分をまとめて請求していただくことができますが、いずれも再接種をした日から 1 年以内に忘れずに請求してください。**

～ **すでに再接種を受けていても** ～

* **認定申請前にすでに受けた再接種があれば、助成対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。**

